

「インフルエンザの出席停止期間」の考え方

学校保健安全法施行規則第19条第2項 インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』とされています。

発症後1日目に解熱したA君の場合	発症	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登園可能	登園可能	登園可能	
	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目	4日目				
発症後2日目に解熱したB君の場合	出席停止（6日間）						登園可能	下記の2つに両方ともエツクが入れば登園可能です。 <input type="checkbox"/> 発症した後5日経過した。 <input type="checkbox"/> 解熱した後2日（幼児にあっては3日）発熱がない。		
	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目	登園可能			
発症後3日目に解熱したC君の場合	出席停止（7日間）						登園可能			
	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目			
発症後4日目に解熱したDちゃんの場合	出席停止（8日間）						登園可能			
	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目		
発症後5日目に解熱したEちゃんの場合	出席停止（9日間）						登園可能			
	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目	

出席停止の期間中は、自宅で安静に過ごしましょう。